

○横山参事官 定刻となりましたので、ただいまより、第3回「盛土による災害の防止に関する検討会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日も、御多忙の中御出席いただき、誠にありがとうございます。

内閣府防災担当の横山でございます。いつもお世話になっております。

本日も、前回と同様、オンライン併用による会議形式を取らせていただいております。

オンラインで御参加の方は、ハウリング防止のため、御発言する場合以外はマイクをミュートにさせていただくとともに、可能な限りイヤホンの着用をお願いいたします。

会場の方は、お手元のボタンを押してマイクをオンにして御発言いただければと思います。オンになりましたここがつかますので、御確認ください。御発言後は、再度ボタン押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

続きまして、委員の皆様の御出欠でございますけれども、阪本委員、執印委員、袖野委員、若井委員におかれましては、欠席と御連絡いただいております。

河野委員におかれましては、宮崎県危機管理統括監小田様に代理で御出席いただいております。

末松委員におかれましては、鈴鹿市土木部長棚瀬様に代理で御出席いただいております。

委員の皆様におかれましては、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

関係府省からもオンライン等で適宜参加してございますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、事前に御案内いたしましたとおり、会議は非公開とさせていただきます。

それでは、マスコミの方はこのタイミングで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○横山参事官 それでは議事に入る前に、会議、会議録並びに会議資料の公開について申し上げます。

検討会設置要領では、座長が公にすることにより支障があると認める場合は、会議録等の一部を非公開とすることができるとしてございます。

座長にお諮りした結果、本日については、取りまとめに向けて皆様に率直かつ忌憚のない意見交換を行っていただくため、会議は非公開とさせていただきました。

なお、会議終了後、16時半より、記者には事務局より御説明として記者ブリーフィングを行う予定としてございます。

会議録につきましては、皆様に御確認をいただいた上で、発言者のお名前を記載した形で後日公開いたしますけれども、検討会の取りまとめの終了後というタイミングになろう

かと思っています。

資料につきましては、座長にお諮りした結果、本日、資料のうち、資料１－２「盛土の総点検に関する現在の状況（個別事例）」並びに資料２「盛土による災害の防止に関する検討会 とりまとめ（素案）」については、現時点では非公表とさせていただきます。

非公表の資料につきましては、委員の皆様には事前にメールでお送りさせていただいておりますけれども、本日の会議では画面表示のみという取扱いとさせていただきます。

なお、公表資料につきましては、本日の検討会終了後、速やかに公表する運びとなっております。

それでは、ここからの進行は中井座長にお願いしたいと存じます。

座長、よろしくお願いいたします。

○中井座長 座長の中井でございます。皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は大きな議題は２つございまして、１つ目が「盛土の総点検に関する現在の状況」について、議題の２つ目が「とりまとめの方向性」についてでございます。

議題ごとに御説明いただいた後に、議論の時間を設けたいと思います。

それでは早速、議題１「盛土の総点検に関する現在の状況」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○岩見公共事業企画調整課長 国土交通省公共事業企画調整課長の岩見でございます。

私のほうから、盛土の総点検に関する現在の状況を御説明いたします。

まず、資料１を御覧いただきたいと思います。

これは、これまでの総点検の進め方について書いてあるところでございます。

関係府省が連名で都道府県知事宛てに８月１日に点検を依頼したところでございます。重点点検対象エリア及び重点点検箇所ということで、四角の中の①から③の事項についての箇所、それから、その下の四角でございますが、盛土の把握をどうやってやるのかということについて１ポツ目、２ポツ目、３ポツ目と書いてございます。そういった点検すべき対象を決めて、一番下の四角囲みでございますが、①から④の観点で目視で各地方公共団体等が点検を行っているところでございます。

次のページでございます。

これまで全国の点検すべき総点検予定箇所は、精査中でございますが、約４万か所だと判明しているところでございます。この点検結果については、年内に暫定取りまとめを行う予定でございます。

現状でございますが、先ほど申しましたように点検予定箇所数として約４万か所、１０月中旬時点でのデータでございますが、上記のうち約１万４０００か所について、点検完了の報告があったというところでございます。

現在、年内の暫定取りまとめに向けて、修正、精査の作業をしているところでございます。

この集計作業の結果については、1枚目に戻っていただきまして、点検の観点①から④まで書いてございますが、点検結果がこのどこかに該当したり、あるいはどこにも該当しなかったり、大抵の場合はどのものにも該当しないというような形になるかと思いますが、それについても集計をする予定でございます。例えば点検済み箇所の全体の中のうち、①に該当したものがどれだけのものか、②に該当したのがどれだけのものかというような集計も併せて行う予定でございます。

続きまして、次の3ページでございます。

盛土による災害防止に向けた緊急対策事業ということで、総点検で確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土については、行為者による是正措置を基本に、地方公共団体が行う詳細調査、危険箇所対策について、国土交通省・農水省・環境省が予算措置を行う予定ということでございます。

まず、令和3年度補正予算におきまして、安全性把握のための詳細調査や応急対策工事、また、廃棄物の不法投棄の可能性がある盛土に対する詳細調査に関する予算といたしまして、各省合計した全体額ですが、約20億円を計上しているところでございます。事業主体は、先ほど申しましたように地方公共団体等に対する事業が主体で、そこに対して国が補助する予算措置をするというものでございます。

続きまして、総点検で判明した課題のある盛土の事例です。今回非公表の資料になっております。

これは、先ほどの1枚目で点検の観点①から④までございましたが、その観点到合致したものということで事例を紹介してございます。

重複しているものもございますが、まず最初に必要な法令手続がなされていない盛土の例ということで、事例1でございます。規模としては約5万立米、面積は6000平米。状況といたしまして、平成21年頃より無届けで盛土を造成し、地域住民等からの通報意見が多くなってきている。安全対策措置及び是正計画を提出するよう、条例に基づき要請しているが応じていない。本年度、安全措置命令を発出予定であるということです。

事例2でございます。規模は1万立米、面積1万400平米である。状況として、平成28年、森林法に基づく伐採届を提出していたのですが、届出は1ヘクタール未満となっていたのですが、実際の開発面積は1ヘクタールを超過していた。最後の行になりますが、令和3年11月29日、つい最近になりますが、森林法に基づく監督処分を発出したというものです。

続きまして、2枚目です。

事例3でございます。これは必要な災害防止措置が不十分な盛土の事例でございます。規模としては2万7100平米、ボリュームとしては37万立米というものです。平成31年頃から、条例に規定する許可手続をせず盛土の造成が行われるようになるということで、①にも該当する事例でございます。排水設備、法面勾配の安全確保などの災害防止措置はなかった。令和元年6月に文書指導、令和3年6月に斜面崩落による土砂流出事故が発生し、

同年7月から行為者による崩落斜面の高さ低減措置を応急的に実施中。この案件につきましては、複数の異なる事業者が関係しているものであったということでございます。

続きまして、事例4でございます。規模としては1400平米、高さとして16メートルでございます。令和3年より、条例による許可を得ず、盛土を造成しているということで、これも①にも該当しているものでございます。法面の擦りつけ等、災害防止措置がなされていない。条例に基づく措置命令を発令しているところです。それ以上の盛土はされていないということですが、状況はこのまま放置されているというところでございます。

続きまして、3枚目でございます。

④廃棄物等の禁止事項が確認された盛土でございます。事例5です。規模としては2万立米。状況として、平成23年頃に把握し、条例の許可を受けずに盛土を行ったために措置命令を実施してきたものの、是正されない状況である。廃棄物の混入も確認されているところで、市において廃棄物処理法に基づく指導を実施しているところでございます。平成31年、土砂条例違反で刑事告発し、令和2年に刑が確定しているという状況でございます。

いずれにしても、是正に向けた指導、手続を取っていても時間がかかっているという状況があるところでございます。

説明は以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、御意見がある方は御発言をお願いしたいと思います。

ウェブ会議内のチャット機能で「発言あり」と入力していただいた上で、私のほうで順に指名をいたしますので、御発言をお願いできればと思います。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

大関委員、お願いいたします。

○大関委員 御説明ありがとうございます。産総研の大関です。

質問が1点だけですけれども、資料1-1の1ページ、盛土の把握、点検の箇所、各地方公共団体等において点検が必要だと考える盛土というのがあったと思うのですけれども、これは具体的に例としてどういうものが入るかというのを教えていただければと思います。

○中井座長 ありがとうございます。

お答えできますでしょうか。

○岩見公共事業企画調整課長 声がよく聞き取れなかったのですが、申し訳ありません。

○中井座長 資料1-1の1ページ目で、上から2つ目のボックスに重点点検対象エリア及び重点点検箇所とあって、そこに※で各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所というのがございますけれども、これは具体的にどんな例があったのでしょうかという御質問だったかと思います。

○岩見公共事業企画調整課長 これにつきましては、点検の効率を高めるために、重点点

検対象エリアあるいは重点点検箇所ということで①から③を設定しているのですが、これ以外は点検できないのかというと、そういうことではなくて、各地方公共団体においてここも行くべきであるとする箇所も当然対象になるという趣旨での説明でございます。

具体的にどこがあったのかというのは、申し訳ありませんが、細かいところまでは把握できておりません。

○中井座長 大関委員、よろしいですか。

○大関委員 承知しました。

どういうところが対象なのかなと気になったので、分からないということであれば大丈夫です。

○中井座長 それでは、また分かった時点で大関委員なり委員の皆さんに情報提供していただくということにさせていただければと思います。

ありがとうございます。

それでは、お二方目の中島委員、よろしくお願いします。

○中島委員 江戸川大学の中島です。よろしくお願いします。

資料1-1の3ページ目に補正予算の20億円というのが出てくるのですけれども、これは、今回措置しなければいけない不適切な盛土の量を何とかするために、これで全部何とかなるという額なのでしょうか。それとも、まだ引き続き次の年度もやっていくということなのでしょうか。その辺を教えてください。

○岩見公共事業企画調整課長 これにつきましては、令和3年度補正予算においては約20億円計上ということで、先行して行う必要のある詳細調査や応急対策工事を対象としているところでございまして、引き続き来年度の当初予算においても予算措置をするべく取組を進めていく。当然、後から点検した結果、予算措置が必要なものも出てくるのが考えられますので、引き続き予算要求の取組を進めていくということで考えております。

○中島委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 それでは、勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員 ありがとうございます。勝見です。

今の質疑のやり取りに関連するところなのですけれども、今回総点検をされたということなのですけれども、目視と書類等ということで限定的な調査だと思うのです。もちろん、盛土の総点検をしていただいたということで、大変な数をやっていただいたということではございますけれども、調査の内容そのものには限界がある。これから詳細調査をしていって、そして、幾つかの盛土は何らかの対策をしていかないといけないだろうということでございますけれども、もしよろしくない案件のものが出てきた場合は、こういった対策は非常に時間がかかるものになるだろうということが想定されます。

今、岩見課長は来年度の予算ということもおっしゃいましたけれども、それはまた引き続き長期の対策を考えなければならないだろうといったこともどこかで共有しておいていただいたほうがいいのかと思います。対策予算を継続的に見る必要があるのではないか

という具合に考えておりますので、コメントさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中井座長 ありがとうございます。

いかがですか。

○岩見公共事業企画調整課長 御指摘ありがとうございます。

御指摘にありましたように、今、点検の年内の暫定取りまとめということでの集計をしているところでございますが、この状況に応じて、長期的な対応を取っていかなくてはならないというようなものも出てくるかと。また、年内暫定取りまとめということでございますが、年内に全ての点検が終わるということではございませんので、そういったことも含めて、来年度の予算だけに限らず、それ以降についても当然必要に応じて考えを進めていかなければいけないと考えております。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 こちらのページの2枚目で、今後の土地利用規制とかというものについても検討していくというような形で書いてあるのですけれども、先ほど来お話があったように、今回は国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省を内閣府でまとめてくださっているのですが、以前お話しましたように、こういう盛土地域は、この4省庁の土地利用規制の緩い地域で起きているのが通常でございますが、現在の市町村の窓口は緊急的に行っているのと思うのですけれども、今後、こういうところの土地利用の規制ですとか、あるいは罰則や勧告というものをやっていくセクションについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○中井座長 これはどこからお答えいただくのがよろしいですか。資料1-1の2ページ目の一番下、今後の危険な盛土防止（制度対応）というところについての御発言、コメントだったかと思います。

○池邊委員 今回は内閣府さんの委員会ということで、こういう形でこの4省庁が集まっているのですけれども、結果的には、この総点検が終わった時点で管理の省庁が曖昧なままになりますと、また同じように、どこが勧告するかとか、どこが引き続き点検されたところを見ていくのかという管理責任みたいなものが不十分になると思われるのですけれども、そういう点についてはどういうふうにお考えかということです。

○中井座長 それでは、国交省さんからお答えいただけますか。

○堤都市計画課長 国交省都市計画課の堤です。

今のお話は新たな法制度をつくった後の所管部局のことかと思います。現在、地方公共団体では、宅地造成等規制法だと都市関係部局が担当していますし、森林法や農地法だと森林農地関係部局が担当していますが、今後の法制度においては土地利用区分にかかわらず規制をしようと考えていますので、どこが所管するのかというのを各地方公共団体で決めていただく必要があります。例えばワンストップ窓口を決めるとか、あるいは新た

な所管部局を組織していただくなど、いろいろなパターンがあると思いますので、そこは今後検討してお示しできるようにしたいと思っています。

○池邊委員 ありがとうございます。土地利用規制の管轄にかかわらずできる体制になるということで、安心いたしました。

○中井座長 池邊委員、本日の議題の2番目のほうにも関わりますので、もし御要望がありましたらその場でも御発言いただければと思います。よろしいですか。

○池邊委員 分かりました。ありがとうございます。

○中井座長 それでは、大原委員、御発言をお願いいたします。

○大原委員 大原です。

資料1-1の画面に映っているものについてなのですが、点検結果につきましては、発生している分野や問題の傾向などを分析することが重要だと思っています。年内に点検の暫定取りまとめと書いてありますが、そのような分析までを想定されているのでしょうか。もしくは年内はリストを作るということであるとすると、来年以降にそのような分析も想定されているのかどうか、確認させていただけたらと思います。

○中井座長 これはそちらですね。お願いいたします。

○岩見公共事業企画調整課長 点検結果の年内の暫定取りまとめということでございますと、先ほど説明したように、①から④の点検の観点の内訳までは整理しようと考えておるところでございますが、今御指摘のありました分析までは年内の暫定取りまとめには含まれないと考えているところでございます。

今後につきましては、必要に応じてそういったことについての取りまとめの仕方についても、検討していきたいと考えております。

以上です。

○中井座長 大原委員、いかがでしょうか。

○大原委員 やはり原因分析が一番重要だと思っているので、引き続き分析はやっていただけたらと思っています。よろしくお願いします。

○中井座長 ありがとうございます。

それでは、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 内田です。お願いします。

2点あります。

まず1点目が、緊急対策の話があったと思います。詳細調査を実施されて、対策のための予算を確保していくということは、もちろんすごく重要なことですし、ボーリングとかをしないと分からないこともいっぱいあると思います。一方で、先ほど予算の総額が十分なのかどうかという話がありましたが、それとも関連しますが、ボーリングなどのかなり本格的な詳細調査になっていくと、どうしても時間や費用がかかるように思います。場合によっては、結果的に対策が必要な箇所が相当数あるのだとすれば、もう少し時間がかからないような簡易に多くの場所で実施できる調査みたいなものをして、災害のおそれ

があるのか判断していくようなスキームも必要なような気はしました。これがまず1点目です。

もう一点目は、総点検のほうの話ですけれども、総点検は自治体の方の労力も非常にかかっておられると思いますし、非常に大変な作業だと思います。そこで、せっかくそれだけ大変な作業をしておられるので、先ほど大原委員が言われた分析の話にも関連しますが、まずはデータをしっかり残しておくことが大事な気がします。恐らくそうされるのだと思いますが、その辺も見えるようにされておくのも一つ手かもしれないなと思いました。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

これは、事務局のほうから何か御発言はありますか。

○岩見公共事業企画調整課長 この詳細調査につきましては、基本的には人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について危険の判定をして、さらに危険箇所対策をする必要があるかどうかというのを見極めるというような性質も持った調査を予定しているところでございますが、御指摘で悉皆調査と言われていたのですが、申し訳ありませんけれども、趣旨がよく聞き取れませんでした。

○内田委員 分かりました。

非常に数が多いところを全部ボーリングするのが大変だとした場合に、ボーリングとか今おっしゃられたような安全対策の実施に向けての再調査をするか否かを判断するような調査がもしかしたら必要になるのではないのかと。少なくとも、優先順位をつけるような調査が必要になるのではないのかという趣旨でした。全箇所ボーリングできるというのだったら、それで全然構わないです。

○岩見公共事業企画調整課長 この詳細調査の内容につきましては、先ほど私が詳細調査をすることによって危険箇所をすぐに危険かどうか判定すると申しましたが、それは一つの代表的な例でございまして、いろいろな考え方があるかと思う中で、自治体のほうで、今、先生から御指摘のあるようなやり方も考えられるのではないかなと思っております。

それから、2つ目の御質問でございますが、この総点検したデータというのは、当然すぐに廃棄するというようなものではないと思っております。先ほど原因分析の指摘をされた委員の方もおられましたように、今後についてまた検討できるようにと考えておるところです。

○内田委員 分かりました。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんはよろしいでしょうか。

特に御発言希望の委員の皆さんはおられませんようですので、次の議題に進めさせていただきます。

それでは、議題2「とりまとめの方向性」についてということでございます。

そちらのほうの資料説明を事務局よりお願いいたします。

○盛谷社会資本整備政策課長 国土交通省社会資本整備政策課長の盛谷でございます。

資料2、非公表と書いてあるものを御覧いただければと思いますが、これはこれまでの会議を踏まえまして、取りまとめの方向性ということで整理をさせていただいて、お示しさせていただくというものでございます。

目次を御覧いただきましたら、「はじめに」とありまして、その後1、2、3ということで、大きく分けて三部構成でございます。

1は、先ほどありました総点検の話と、盛土に関連する法制度について、第1回の有識者会議でもお示しをしておりますけれども、そうしたものを整理しているものでございます。

2ですけれども、危険な盛土箇所に関する対策ということですが、先ほどの総点検でもありましたけれども、その結果、明らかになりました問題のある盛土に対しまして、必要な対策工事などをやっていくような話を、考え方から具体的な対策についてまで整理をしているということでございます。

それから、3は危険な盛土等の発生を防止するための仕組みということでございまして、今後、課題になるような盛土をつくらせないようにするための制度をはじめとする対策を整理させていただいているといった構成とさせていただいております。

それでは、2ページを御覧いただければと思います。

これが総点検と関連する法制度の状況ということでございますが、先ほど公共事業企画調整課長のほうから説明がありましたので、ここはあえて私から説明することはいたしません。総点検の進め方ですとか、最終的というわけではないのですが、暫定的に整理される総点検の取りまとめの数字的な概要みたいなものを整理する予定ということで、現在、数字はまだ入っておりませんが、そういう予定でございます。

③の今後の対応ということにつきましては、また後で出てまいりますけれども、今後、必要な対策工事とかをしていくべきであるというようなことを少し書かせていただいているということでございます。

5ページにいきますと、(2) 関連する法制度の状況ということでございます。①建設工事から発生する土と土地利用に関する法制度の概要ということでございますけれども、建設工事から発生する土につきましては、廃棄物が混じっているものと混じっていないものがあります。廃棄物が混じっている土については、廃掃法に基づいて適正に処理を行う必要があるということと、混じっていない土については再生資源ということで利用促進が特に必要なものであるという基本の考え方をまずは押さえるということでございます。

それから、下のほうにいきまして、盛土を行う行為についてです。次のページに表の形で整理をさせていただいておりますけれども、それぞれの固有の目的を有する土地利用制度がございますので、それに基づいて様々な土地利用規制が設けられているということを整理させていただいております。廃棄物についても、土地利用区分とは関係はしてきませんが、廃掃法に基づいて不法投棄が一律に禁止されているということをこの表の中

で整理をさせていただいているということでございます。

7 ページにいきまして、②土地利用区分と盛土に関する現行規制の状況でございます。上のところに書いてありますけれども、都市地域、森林地域、農業地域、自然公園地域、自然保全地域の各地域に対する規制内容について、4つの観点で比較を行ったということでございます。

これも、第1回の本会議において表の形でお示しさせていただいて御説明させていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

9 ページに飛んでいただきまして、③盛土に関連する条例の状況ということでございますけれども、盛土に関する条例につきましては、私どもの調べで現在26の都府県で制定されているようでございます。それから、市町村におきましても、400を超える市町村において独自の条例が制定されているということでございまして、これらは全てそれぞれの地域の事情によって自主的に定められているものであるということでございます。統計的なといいますか、調べまして、規制の内容や規制の対象となる面積の下限値というのは県レベル、市町村レベルで少し状況が異なるわけでございますけれども、そういったものを分かりやすくグラフの形で整理をさせていただいているということでございます。

11 ページにいきまして、④廃棄物に関する現行の規制でございますが、こちらにつきましては、従来より廃掃法に基づいて厳格に規制されているわけでございますけれども、土と廃棄物にできるだけ分別をした上で、廃棄物については廃掃法に基づいて適正に処理を行っていくということでございます。産廃につきましては、排出事業者処理責任を課しておりますので、都道府県等が指導・監視するなど、厳格な運用を引き続き行っていくことが必要になってくるだろうと思っております。

12 ページでございますが、(3)でございます。この会議の発端となったものでありますけれども、熱海の土石流災害の現地においてどのような土地利用規制がなされていたのかということ、これについては、現在、静岡県や熱海市のほうで調査中ということでございますが、これまで県や市で発表をしている内容がありますので、そうしたものを少し整理させていただいて記述させていただいているということでございます。

14 ページにいただまして、ここからが危険な盛土箇所に関する対策ということでございまして、基本的な考え方とありますけれども、盛土の総点検で確認された災害危険性の高い盛土については、安全性を確保するための対策を早期に実施する必要があると。対策は、基本的には行為者による是正措置が必要になってくると考えておりますが、行為者による是正のみでは、対策までの大幅な時間を要したり、安全確保に必要な対策を十分かつ機動的に実施できないことも十分懸念されますので、緊急性を踏まえながら、地方公共団体等による対策を含めまして実施していく必要があるということを書かせていただいているところであります。

それから、安全対策も時間がかかりますので、完了するまでの間は、現地における監視体制の充実や緊急時の通報体制の構築などによりまして、被害を未然に防止・軽減する取

組を行っていくことも大切であろうということを書かせていただいているところでございます。

(2) でございますけれども、まずは行為者に対する法令上の措置を徹底するというところでございます。法令上の手続が適切にとられていない盛土につきましては、行為者に対して撤去等の必要な是正措置を取るよう、速やかに指導していくこととなりますが、行為者がこれに応じずに、法令等に基づく行政処分等の対象となる場合は、躊躇なくこれを行いまして、厳正に対処していくべきであるということでございます。行為者が行政処分等に応じない場合などは、土地所有者等に対しましても必要な是正措置をとるよう指導する必要もあろうかと考えてございます。いずれにいたしましても、躊躇なく行政処分等を行っていくべきだということでございます。

右の 15 ページですが、現行法令の規制が及んでいない土地に既存の盛土がある場合もありますけれども、こうしたものに対しましても、是正命令や行政代執行というような対応が可能となるような法制度も必要なのではないかということを書かせていただいて、その下、廃棄物がもし混入されている場合におきましては、先ほどの対応に加えまして、廃棄物担当部局からも行政指導等を行って、対象となる場合は躊躇なく廃掃法に基づいて措置命令等を行い、厳正に対処すべきだということでございます。

(3) の危険箇所対策等でございますけれども、災害危険性の高い盛土ということになりますと、撤去や擁壁の設置などの抜本的な危険箇所対策が必要になる。また、土嚢の設置などの一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策も出てきます。それから、先ほどありましたボーリングなどですけれども、災害危険性の高い盛土か否かを確認するための詳細調査が考えられるかと思います。

行為者等による是正が困難であると想定される場合におきましては、地方公共団体等が行為者等に代わりまして速やかに危険箇所対策を行っていく必要があろうかと考えております。

また、地方公共団体が実施するときには、国から地方公共団体に対し、必要な支援を積極的に行うことが必要になってこようかと思っております。

危険箇所対策につきましては、行政代執行による手続を基本としたいと考えておりまして、費用を行為者等に請求する。それから国庫に返還していただくということになろうかと考えております。

16 ページでございますが、(4) 危険箇所対策が完了するまでの間の措置ということでございますけれども、災害危険性の高い盛土と特定された盛土については、速やかにその内容を公表して、住民の皆さんに周知等を図ることが望ましい。それとともに、緊急の通報体制の構築によって、近隣の住民の迅速な避難につなげる情報発信も重要だろうということを書いております。

それから、9 行目あたりですけれども、ソフト対策といたしまして、監視カメラ、定点観測といった現地状況の監視を行うことが重要で、これに対しては国による支援も必要で

あろうということを書かせていただいております。

行政におきましては、危機管理部局や公共施設の管理者、警察、消防など、関係者が連携して対応することが肝要であろうということでございます。

17 ページに移りまして、こちらが「3. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み」ということでございます。こちらも基本的な考え方を書かせていただいておりますが、3 つ目のポツですが、廃棄物が混じっていない土は、水などと同様にどこにでもある自然由来のものでありますので、廃棄物とは異なり、それ自体が生活環境の保全や公衆衛生上の支障を生じるものではなくて、適正に活用あるいは自然に還していくべきものであるということと考え方として述べて、したがって、廃棄物と同一視して、同様の規制の下に置くことは適当ではなくて、崩落により人家等に影響を与えないように盛土等の崩落危険性を解消するための規制を強化することが重要だという考え方を整理させていただいております。

したがって、新たな法制度が創設されるべきだということを 23 行目あたりに書かせていただいております。制度を実効性のあるものにするためには法施行体制・能力の強化ということも併せて必要になってくる。

それから、28 行目あたりには、建設現場から排出される自然由来の土についても、搬出先の適正を確保するための方策が必要であろうと。加えて、廃棄物盛土の発生を防止するために、建設現場等における土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底も図っていく必要があるということでもあります。

なお書きのところにもありますが、土壌汚染の懸念がある場合がございます。こちらにつきましては、土壌汚染対策法等に基づきまして適切に対応していくことが必要であるということでございます。

こちらが基本的考え方ということでございます。

18 ページでございますけれども、（2）新たな法制度の創設ということでございます。①国による基本方針の策定ということございまして、国が危険な盛土等への対策に関しまして、国土全体にわたる総括的な考え方を示す。それから、関連する対応策を総覧できる基本方針を策定するということでございます。地方公共団体におかれましては、その方針の下で、規制等を円滑に実施していただくことが大切であるということ掲げさせていただいております。

②隙間のない規制ということでございます。土地の利用区分にかかわらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土等を許可にかからしめるなどの措置が必要であるということを書かせていただいております。

③盛土等の安全性の確保ということございまして、次のページにいきますけれども、盛土等が行われるエリアの地形・地質等に応じまして、災害の発生防止のために必要かつ十分な安全基準を設定する必要があるということ。特に山間部の谷筋など地形・地質上危険度の高いエリアにおきましては、それに応じた厳格な安全基準が必要で、安全対策に万

全を期することが必要であるということでございます。

18 行目あたりですけれども、地方公共団体によっては、地域の実情によって条例を設けて、安全基準を強化したり、安全対策のチェック項目を上乗せして決めたりすることもできるようにすべきだということを書かせていただいております。

それから、④責任の所在の明確化と危険性の確実な除去とありますけれども、安全性が継続的に担保されるように、土地の所有者等が常時安全な状態に維持する責任を有することを明確化すべきであるということを書いております。

必要なときには、土地の所有者だけではなくて、原因行為者に対しましても安全対策の実施を求めることを可能とすべきであるということでございます。

⑤厳格な罰則ということございまして、条例による罰則の上限があるということでございますので、それを上回る水準を目安として厳格な罰則を法令上措置すべきであるということを書いてございます。

21 ページに参りまして、（３）法施行体制・能力の強化ということでございますが、こちらは新たな法制度を実効性のあるものにするためには必要になってくるものでございますが、厳格な罰則を措置することに加えて、平素からの監視、違反行為の早期発見、関係機関の情報共有、それから、行為者等に対する迅速な行政処分等、法の施行体制・能力を強化することが重要であるということでございます。

特にいわゆる不法盛土に対する対処体制をしっかりと確立する必要があるということございまして、まずは許認可権者である地方公共団体の体制を確立していただくということ。その中には、先ほどもありましたけれども、新たな法制度所管部局と廃棄物担当部局や警察など、関係部局間の連携を強化することが不可欠であるということを書いております。また、住民等も含めて地域一体となった監視体制を整えていく必要があるということ、さらには、盛土行為や土砂の運搬等に関連する事業者への対応を強化することも必要であるということでございます。

①ですけれども、地方公共団体による不法盛土への対処が適切に行われるように、現認方法や必要な法令、法的な手続、安全対策等について、ガイドラインを整備するということが不可欠だと考えてございます。

②にありますけれども、地方公共団体における法制度所管部局だけではなくて、廃棄物担当部局、警察等、関係部局等が緊密に連携して対応する必要がある。そのために、定期的に関係者による連絡会議を開催していくことも必要であろうということを書いてございます。その際、部局間でそういった人事交流などをやっていただくことも効果的なのではないかということでございます。

22 ページに参りまして、③ですけれども、新しい法制度で許可を受けた盛土に対しては、許可地の一覧の公表や建設現場等における許可を受けている旨の表示を求めることで、不法盛土を認識し、通報しやすい環境を整備することが大切であろうと。これを関係部局間において情報を共有するということで、不法盛土の早期発見に努めるよう促していくとい

うこととでございます。

④関連事業者への対応ということとでございますが、建設業者、トラック運送事業者、廃棄物処理業者ということで、土の搬送に関しまして関連する事業者が存在するわけですが、それぞれ個別の事業法がございまして、その事業法の中には違反行為を行ったときの、また、法令違反ですとか処分の規定がございしますので、そうしたものの的確に活用して処分していくべきだということを掲げさせていただいているところでございます。

23 ページでございます。（４）建設工事から発生する土の搬出先の明確化等ということとでございますけれども、土に関しましては、再生資源としての利用促進が特に必要だということとございまして、そうした自然由来のものである土自体を廃棄物と同一視して、同様の規制の下に置くことは経済活動に対して過度な規制となるおそれがあり、適当ではないとした上で、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、建設発生土の搬出先の明確化を行う必要があるということを書いております。

それに当たっては、工事の施工全体に責任を持つ元請業者側の取組、注文する発注者側による取組を一体的に強化することが重要であろうということとでございます。発注者側における取組に関しては、国が率先して取り組むことによりまして、先導的な役割を果たしていくことが必要であろうと考えております。

①元請業者による建設発生土の搬出先の明確化に関しましては、まずは公共・民間共通の取組ということになりますけれども、現行の資源有効利用促進法等に基づきまして、再生資源利用促進の仕組みがございしますので、これを活用し、強化していくということが必要であろうと思っております。

元請業者に対しましては、搬出先におけます許可等の有無の確認や、搬出先から交付される土砂の受領書等の確認を新たに義務づけてはいかかということとでございます。

加えまして、そうした計画の作成対象工事を拡大していくことも考えられますし、そうした書類の保存期間を延長することも必要となるのではないかとということとでございます。

24 ページでございます。②とありまして、公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等とございます。指定利用の徹底と書いておりますけれども、公共工事におきましては、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する指定利用を行っております。この取組を徹底していくことが大切であろうと。特に国発注工事におきましては、引き続き全省庁で取組を徹底する必要があると考えております。

地方公共団体の皆様方の発注工事におきましても、それぞれが主体的かつ積極的に取り組んでいただくことが大切だろうということで、自らの発注工事において、指定利用等の原則実施を目指すことが重要であるということで、国から地方公共団体側に要請をすべきではないかということとでございます。

③建設発生土の更なる有効利用に向けた取組とありますけれども、建設発生土は工事間利用することで有効に利用できるであろうことから、これを積極的に使っていこうということとでございます。

それから、25 ページにいきますと、事業の計画・設計段階からの取組の推進ということをごさしまして、公共工事ではそうした対策を検討するよう、率先して取り組むべきであるということをごさします。

さらには、建設発生土の利活用事例集を作成して、横展開を図っていくことも考えられるのではないかとということをごさします。

26 ページに参りまして、廃棄物混じり盛土の発生防止等ということをごさしますが、廃棄物が混じった盛土の発生を防止するためには、建設現場等におけます法令の遵守体制をさらに強化することが重要であろうということをごさします。廃棄物混じりの土が発生した場合の対処体制を確立することも不可欠だろうということをごさします。

そのための対策として、①マニフェスト管理等の強化でごさします。建設現場の立入調査のときにマニフェスト交付を確認するということで、産業廃棄物の適正処理を確保することが重要だということ。あとは、建設工事における電子マニフェストの利用も促進することによって、産業廃棄物の不適正処理を防止することも求められるのではないかとということをごさします。

②関連事業者の法令遵守体制の強化とありますが、建設現場のパトロールの強化でごさします。地方公共団体の建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携し、実施しております建設現場パトロールの強化を図っていくべきではないかとということ。

それから、下のところに、産業廃棄物処理法違反に対するペナルティ強化ということをごさしまして、建設業許可の更新時等において、廃棄物混じり土の適正処理についての注意喚起を徹底するという。もし違反があった場合には、業者へのペナルティを強化していくべきだということをごさします。

27 ページにいきまして、地方公共団体の優良事例・対策の共有ということをごさしますけれども、廃棄物の担当部局と警察が密接に連携してきた経験のある地方公共団体もありますので、警察との連携等に関する優良事例を収集して、不法盛土対応に当たっても参考にしようということをごさします。

③の廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立というところでは、地方公共団体の関係部局間で入手した不法盛土に関する通報情報を共有いたしまして、不法盛土の早期発見に努める。関係法令に基づく行政処分の迅速化と警察への積極的な告発ができることについても周知徹底して、対処体制の確立を促すべきこと。その下、不法投棄ホットラインもごさしますので、そうした情報を入手したときには新たな法制度の所管部局へ情報提供をするなどして、連携体制を確立するというのも重要であろうということをごさします。

最後の 28 ページ、(6) 土壌汚染の関係でごさします。汚染された土壌が盛土等に利用されることを防ぐことが必要になるわけですが、新たな法制度所管部局が土壌汚染担当部局と連携し、情報共有等を図ることが不可欠である。もし土壌汚染の懸念が生じた場合には、土壌汚染対策法に基づいて早期の状況把握に努める。国から地方公共団体に対し、促していくことも重要であるということをごさします。

また、必要に応じて人への影響を防止する取組を行っていくことも重要であるということ掲げさせていただいております。

この素案についての説明は以上でございます。

皆様方から御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○中井座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、残りの時間はこの取りまとめ素案についての意見交換とさせていただければと思います。

御発言を御希望の委員は、先ほどと同様、チャット機能で「発言あり」と入力をいただきましたら、私のほうで順に指名させていただきます。

それでは、いかがでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○櫻井委員 櫻井です。

御報告ありがとうございました。

全体として見まして、この取りまとめの素案については、法制度の分析などについてはかなりの確に分析されているなと思いましたし、それから、新しい法制度に踏み込んでいただいたということにつきましては、私自身、行政に対する期待度が低くなっているというところもあるので、かなり勇気を持って踏み込んでいただいたなという感想でございまして、全体としては非常によろしいのではないかとということで、基本的にはこの方向性で進めていただくといいかなと考えております。

それを前提として少しコメントといいますか、私から見て少し問題があるかなという点について申し上げたいのですけれども、一つは、新しい法制度に踏み込んでいくときに、どの役所、どのセクションが担当するかという議論が出ておりましたけれども、そこにちょっと関連するのですが、17 ページの辺りから見ていきますと、一つは真ん中の下、18 行ぐらいからありましたように、この盛土案件というのは結局都道府県レベルでもやっているし、それから、市町村レベルでもやっていて、しかし、全国知事会のほうの御意見にもありましたように、域外に出てしまったときにどうするかという問題もあって、結局広域的な対応が必要ということで、国が関与せざるを得ないわけです。

加えて、その下の 22 行ぐらいのところからですけれども、国のほうも各省庁が関係していて、国土交通省と一くくりにしても、河川部局もありますし、都市計画部局だけではなくて砂防などもあるでしょうし、いろいろなセクションがあるというようなこともあって、そうすると、国レベルでどういう体制をつくるかということも大きなポイントになると思います。

今回のこの報告書は大変よくできているのですけれども、国土交通省色が非常に強いところがあって、ちょっともったいない感じがしておりますし、ほかの省庁がもう少しコミットしやすいようにしたほうがいいと思います。そうすると、今回内閣府の防災担当セクションが基本的には調整の窓口事務局になっておられるのだと思いますけれども、そうい

う意味では内閣府、それから、内閣官房のコミットがちゃんと担保されるような仕組みにしてはどうかと考えております。

実は、ここの中に例えば太陽光の話の言及が全くないというのはその一つの象徴みたいなところがあって、こちらの省庁の申合せでつくられている連絡会議、報告書案で言及もある組織ですけれども、そこだと資源エネルギー庁も入っていますし、経産省本体も入っていて、環境省も関連するわけですから、そういうところが拾いにくくなるので、そこは数年先、10年までいかないかもしれないと思うのですけれども、ごく近い将来を見据えても、農水省もありましたけれども、国土交通省だけが出てくるのはいかなかなと思っています。そこはと考えていただきたいというのが第1点です。

それから、21ページの(3)で法執行体制について言及していただいたというのは、これも私から見ると非常に画期的でして、法律をつくただけではなくて、それをどう動かすかという仕組みについて関心を持って報告書ができているということは大変貴重な感じがしております、重要だと思います。

ただ、14行目の「なお」というところですが、ここは決して楽観できません、縦割り行政と言ったときに、通常、国の部分で言われることが多いですけれども、実は地方公共団体も大変な縦割りでありまして、これをどうやってマネジメントしていくのかというのは、自発的に決めてくださいという決まらないということがあり得るし、それから、既存の条例もありますので、既存の条例と新法との関係で既存の条例のほうをフェードアウトしていただくということにしましても、そんなことも含めてなかなか対応し難いだろうということで、国としては、この新しい課題についてどういうふうに地方公共団体が対応していくのかということについて、さっきワンストップ窓口という言葉も出てきましたけれども、各セクションがありますから、そこは内閣府なら内閣府が受皿になって、左のものを右に回すだけでもいいので、そこをちゃんと見てあげる必要があるだろうと思っています。それが2点目です。

もう一点、3点目に申し上げたいのは23ページです。これは元請の話と発注者側の話が土の処理をめぐって出てきておるのですけれども、発注者をどうやって巻き込んでいくのかということについては、単に理念で言うのではなくて、23ページの(4)の15行目で国が率先して取り組むと書いてあるのですけれども、これは古い言い方で、今、民間企業で時価総額がGDPを上回っているわけですし、昭和の時代ならともかく、そうではなくて、国もやるけれども民間もやれと言わないといけないのではないかなと思っています。

それで、これは建設業法の問題も絡みますけれども、24ページの3行目の書きぶりです。「特に、民間工事については」というところで、「理解と協力を要請することが求められる」とかと2行しか書いていなくて、しかも非常に遠慮がちに書いておられてとても残念です。もともと建設業法は公共事業のみならず民民の関係についても射程に入っていますので、民間の事業者、特にトップランナーに属するような民間の大手の企業についてはし

っかりと責任を果たしてもらいたいということで書き込みをお願いしたいと考えております。

取りあえずそんな感じなのですけれども、太陽光については先ほど申し上げましたので、これは全然言及がないのはおかしくて、少なくとも検討課題にするというようなことは最低ラインで入れないと、斜面関係の問題、当然都市計画も本当は入ってしかるべきところ、どうもなかなか入っていないというところもあるので、御検討いただければと思っております。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

事務局からの対応の回答については最後にまとめてお願いするということにさせていただきます。

続いて、大原委員、お願いいたします。

○大原委員 大原です。

私も非常にすばらしくまとめていただいていると思って拝見していますが、5点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目は、対策が2章以降に書いてありますが、対策のタイムスパンが分かりづらい形式となっています。短期の対策、中長期の対策があると思いますけれども、どのぐらいのタイムスパンを想定しているのか、ここに書いてあるそれぞれの対策について、少しイメージが分かるように書いていく必要があるのではないかと思います。

2点目は、この一連の問題に関するプレーヤーとしては、民間の事業者とか地方自治体及び国の行政機関の各部署、住民などいろいろいますので、この対策を書いている章の前に、この一連の問題に関するステークホルダーというか、この問題に関わるプレーヤーをリストアップして、それらを定義する必要があるのではないかと思います。

3点目は、先ほど課題の分析を継続的に進めて聞いていただきたい旨を発言しましたが、その原因や課題などの分析も対策に位置づけていただいて、継続的に分析していくということを挙げていただきたいと思います。

4点目は、第1回の会議のときも私が意見を述べさせていただいていますが、やはり都道府県とか分野横断したデータベースでそれぞれの個別事例が見られるとか、地図上で確認できて、住民も近所の心配なところを見られるという体制が望ましいのではないかと思います。

報告書を拝見しますと、例えば18ページの2行目と3行目に災害の危険性の高い盛土は都道府県が公表するとかと書いてありますし、PDFの24ページですと、地方公共団体による許可地一覧を出すというような話とかも出ていて、地方公共団体が公表するのはもちろんいいのですけれども、やはりもうちょっと横断的に見られるデータベースや一覧、システムなどを期待したいと思っております。

最後の5番目なのですが、櫻井委員もおっしゃいましたが、ワンストップの相談窓口で、

しかもその窓口へアクセスする方法が住民にも分かりやすく知らされるということが一番重要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

1点確認なのですが、最初に中期の対策や短期の対策を明確にとおっしゃられていた部分は、2章の危険な盛土対策箇所に関する対策のところについてと理解してよろしいでしょうか。

○大原委員 あとは、3章の発生を防止するための仕組みの検討とかも、どういうスケジュールで検討するのかというタイムスパンが示されるといいかなと思います。検討に時間がかかるものもあれば、すぐできるものもあると思うので。短期でやること、中期でやること、長期でやることというのがもう少し分かれるとありがたいなと思いました。

○中井座長 ありがとうございます。

続いて、武山委員、お願いいたします。

○武山委員 武山です。よろしくお願いいたします。

まず大前提として、取りまとめの立てつけといいますか全体の構成につきましては、大変膨大な議論を収まりよくまとめていただいたと大変感謝しております。異議はございません。

その上で3点あります。

まず5ページです。これは大変細かいことで恐縮なのですが、PDFのページではなくて報告書の5ページです。その下のほうの13行目、都市地域・森林地域・農業地域の土地利用区分に応じて規制がかかると明記されているのですが、その上の行の「土地の区画形質の変更に当たるこういった行為はこの土地利用区分に応じて規制されている」という書き方は、誤解があるというか間違いではないかなと思います。特に都市地域と農業地域というのは当然重なり合いながら一体的にあって、都市地域と農業地域の中の宅地については都市計画法が、また、農地については主に農地法がこれらの開発行為に関わる規制を所轄していると理解していますので。このような都市地域、森林地域、農業地域といった区分けは国土利用計画法上の区分けだと理解はしているのですが、やはり今回の盛土というところにフォーカスを当てて、どの土地にどういう規制がかかっているかということの記述をもう一工夫お願いできたらなと思いました。それが1点目です。

2点目は、取りまとめ報告書の17ページ、16行目に「その際、一定の区域内において、一律に盛土造成等を禁止することは厳しい私権制限となるおそれがあることで留意」と書いてあります。これは恐らく前回ヒアリングのときに、農業関係、建設関係、森林関係の関係者の皆様から、適切な盛土造成をしている場合について一律に規制をかけると大変現場が動きにくいという御発言があったことを踏まえてのことだろうと理解しております。

確かに盛土というのは、現場的に考えますと、目的に着目すると大きく2つあって、一つは、盛土をしてその上で土地を利用する。そのために造成しているという考え方。もう

一つは、単に別の場所で発生した残土を捨てるというか処理するための盛土。目的別には大きく2つあると思います。

前者の土地を利用するための盛土、つまり、宅地を造成するとか、農地を造成するとか、森林を形づくるといった局面においては、確かにそれぞれの業界でそれぞれの自主規制というものが既にあると思っています。例えば農地の整備に関しますと、土地改良法の下で行われる農地の整備につきましては、きちんと設計基準というものがあります。これは我々みたいな学識経験者も参加させていただいて、しっかり業界全体で共有できている基準ですので、こういった基準に基づいて盛土によって整備された農地というものは、やはり適切に整備されている、管理されていると理解ができると思います。

ですので、ここの文言の中に、例えばそういった民間も含めた自主規制、設計基準等の確立を促していくとか、さらにはそういったものを尊重していくとか、そういったものの改定に当たっては、再度盛土の部分について検討を促すといった文言を追加していただければ、現場の基準の発展を期待しているんだよというメッセージも込められるのではないかと思います。それが2点目です。

3点目ですが、23 ページです。23 ページは大きく（4）で「建設工事から発生する土の搬出先の明確化等」とタイトルを打っていただいています。私が今、1つ前の発言で申し上げました、盛土が発生する目的は2つある。そのうちの後者の部分、つまり、別の場所で工事が行われた結果、残土が発生したというケースをここは扱っていると理解しています。

私、今回この議論に参加させていただく中で、この（4）が非常に重要なのだなという認識を持ちました。つまり、発生減対策です。先ほど申しました前者の盛土をして土地を利用したいのだというケースはきちんと業界の規制が働くと思うのですが、後者の残土として盛土が発生するケースというのは、その盛土をされたものをチェックし、管理するというので、なかなか難しいのだということです。そうしますと、やはり発生元でしっかり規制をかけていく。つまり、切土が行われる、もしくは掘削が行われるという局面において、その土をどうするのかということを開発の局面でしっかりチェックしていくということも重要だということです。

そういう意味では、ここが1つ、ほかの皆さんから見られて目新しいことではないのかもしれないですけども、今回の事案を踏まえて、今後はしっかり両輪でやっていくのだよと。つまり、盛土のところと切土のところと両方ダブルチェックをかけて体制を組んでいくのだよということが私は1つ大きな目玉になるのではないかと思います。具体的には、この（4）のタイトルなどをもう少し工夫をいただいて、恐らくこの取りまとめを基にもう少し一般の方が理解されるようなパンフレットやパワーポイントの紙芝居形式の資料などを作られることになると思うのですけれども、そういったときに発生減と発生後の盛土の部分と両方押さえていきますよというメッセージをしっかりと伝えていただけたらいいのではないかなと思いました。

以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

では、柚木委員、お願いできますでしょうか。

○柚木委員 柚木です。

まず全体の話なのですが、危険な盛土の対応について、抱える課題と今後の方向等について非常に分かりやすくといいますか、目的もきちんと方向づけをしておまとめいただいているということで、非常にしっかりとできているものだと思っております。

その上で、感想を含めて何点か意見を申し上げたいと思います。

まず一点は7ページのところなのですが、ちょうど真ん中辺りですが、「過去の盛土の崩壊事例を見ると」というところで、大都市近郊の近隣地域、農業地域などのうち、人目のつきにくい地域での崩壊が発生していると。この点については、具体的なデータ等があれば、その辺もお示しいただいて注意喚起をしていくということが大事だと思いますので、可能であればそういう具体的なデータ等も示していただけたらありがたいなと思っております。それが1点目でございます。

2点目は、危険な盛土を包括的に規制する新たな法制度ということで、これはぜひ必要なものでございますが、この新しくできる法制度と、先ほども御説明がありました都道府県なり市町村での既存の条例との関係はこういうふうに整理をしていくのだよというようなことももう少し書き込んでいくことも、現場で具体的に進める上では必要ではないかと思った次第であります。

もう一つは14ページと15ページのところなのですが、現行の各種法令に基づいて、いろいろな是正指導なり、是正措置があり、また、行政代執行等の手続もあるのですが、これは実行に当たっては、特に行政代執行などはハードルが高くて、迅速にといいますか機動的な発動というのはなかなかできていないのではないかと個人的には思っております。今回こういう議論の中で、これを迅速に進めていくという観点に立ったときに、各種法令に基づくいろいろな是正措置等については、今まで以上により強く対応していくために、それぞれの担当する行政のほうはこういうことを考えてやってもらいたいとか、行政代執行もこういう場合はすぐ発動して対応していこうではないかというところをもう少し具体的に表現していく必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、先ほど櫻井先生からもお話がありましたけれども、太陽光発電の関係につきましては、林地や農地に設置されるケースが多いわけございまして、現場のほうでは、それに伴う安全性の問題とか土地の利用の仕方ということで、いろいろな御意見があるのも事実でございます。この辺については、今後の検討課題というようなことも含めて、この取りまとめの中に一定の盛り込みができないかと考えているところであります。

以上です。ありがとうございました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

続いて、内田委員、お願いできますでしょうか。

○内田委員 内田です。よろしくお願いします。

少し確認したいことも含めて、3つ程度あります。

まず最初、19 ページの3行目ぐらいに「特に、山間部の谷筋など地形・地質上、危険度の高いエリアにおいては、それに応じた厳格な安全基準を設定し」とありますが、非常に重要なことだと思いますし、ぜひやるべきだと思うのですが、確認ですけれども、要は、特に谷筋とかに適用できるような安全基準がないので、さらに強化して安全基準をつくるという理解でよろしいのかということをお教えいただければと思います。

その上で、その数行下で「盛土に係る安全基準は全国一律のものとし」となっているのですが、要は、地形地質ごとに一律のものをつくるということなのかもしれないのですが、結構ハードルが高そうな気がします。少し懸念をしています。大事なことだとは思いますが、全国一律というところと地形・地質で分けるというところをどうすり合わせるのかというところはもしかしたら少し整理が必要かもしれないなと思っています。

2つ目ですが、21 ページの5行目あたりに、危険な盛土ができないように、平素からの監視や違反行為の早期発見に努めるとあるかと思っています。これも非常に重要なことだと思いますが、今まで危険な盛土として特定されたところは監視カメラをつけるとかということができないかもしれませんが、面的に監視するのはそう簡単ではないのかという気がします。そのためにも、今はどちらかというと、許可制にしたり、ちゃんと報告を上げてもらったりというほうの規制をしっかりとさせていくという立てつけだと思うのですが、これはある意味性善説に立った感じだと思います。性善説だけで説明ができないような状況を見ると、やはり規制する側も情報を能動的に取るような仕組みも必要なのではないかと思っています。例えば、今の時代であれば航空測量であったり、人工衛星による画像を活用した監視を定期的実施していくことによって、結果的に危険な盛土の早期の発見につながる体制の強化が必要ではないかなと感じています。

その意味でも、先ほど少し申し上げましたが、ほかの先生方からも意見がありましたが、データベースをしっかりと構築し、情報共有していく体制をつくっておくことも大事かと思っています。例えば今回重点点検エリアとかで点検されている範囲がどこなのかとか、必要な情報をデジタル化していくことが大事かと思っています。それは、例えば18 ページにある範囲をデジタル化することにより、隙間ない規制というところの24行目以降にあるようなことにも有効に活用されていくと思います。そういう意味で、先ほど申し上げたような能動的に情報を取るような仕組みを強化していくことが大事なのではないかということに加えて、集めた情報をしっかりと活用できるようなデジタル化したシステムをつくることが大事かなと思っています。

最後にもう一点、先ほども少し議論になっていました23 ページ目の建設工事から発生する土の搬出先の明確化等ということで、これは非常に重要だと思います。24 ページの下の方にあるように、工事間利用の促進などは非常に重要な視点だと思います。

一方で、この間の建設業協会の方のヒアリングとかでもあったように、特に民間発注の場合にも多いような感じの御意見でしたけれども、必ずしも搬出先が明確ではないようなことがあるかと思います。そのため、搬出先を明示することが非常に重要であります、より有効活用するためには公共とかで土を一旦置いておく場所を確保していくみたいなメニューがあり得ないのかなと思っています。土を置いとく場所がないので、ある意味変なところに持って行ってしまっている場合も中にはあるのかなという気がしています。工事で有効に利用できればいいですけども、工事のタイミングによってはうまくいかなくと思うので、多少タイミングがずれたとしても活用できるようにするのだとすれば、土の仮置場みたいなものも公共で整理しておくというのも一つあり得ないかなと思いました。

私からは、1点確認したいことと3点の意見でした。ありがとうございます。

○中井座長 確認を求められているところについては、後ほど少し御回答いただければと思いますので、準備をよろしくお願いいたします。

続いては、大関委員、お願いいたします。

○大関委員 大関です。

資料の取りまとめ、どうもありがとうございました。

私からは、コメント2つと質問を5点ほどしたいと思います。

コメントの1つ目は、15ページ目にありましたように、行為者の是正を求めつつ、難しい場合は行政代執行をするということは非常に重要である。さらに、後でちゃんと事業者から請求して国庫に返還するべしというところは非常に重要な視点であると思っています。その辺り、行政代執行のみに頼るようなモラルハザードにならないように、非常に難しい判断だとは思いますが、しっかり対応していただくことが必要なのだと思います。

コメントの2つ目は、櫻井委員とか柚木委員から太陽光のコメントがあったと思います。私も太陽光関係の関係者としては、安全に設備をすることは必要だと思いますし、実態把握が重要だと考えています。総点検の範囲でどのくらい太陽光が入っているか分からないというのもあるので、総点検結果として土地の利用目的が何であったかという整理も併せていただくといいのかなと思っています。

あと、資料1-1で質問させていただきましたが、総点検の重点的な範囲外ではあるけれども、自治体が太陽光関連の調査が必要と思えばその対象に入れていただく、排除しないでいただければと思います。最近でも、兵庫県の条例ですけども、地域環境と調和に関する条例をベースに、幾つか太陽光の調査をされた結果も公表されていますし、関心のある分野ではあると思いますので、自治体が調査が必要であるとか、実施したいとか、そういうものはこの中でも協力できたらいいのではないかと思います。

質問の1つ目は、正確に分からなかったので確認なのですが、今の法令との関係がどうなるかというところで、重複があるのかなのかというところを教えてください。

質問の2つ目は、20 ページ目に今の条例を上回るような罰則の検討という話があったと思うのですが、後半ではそういったところのコメントが特になかったのですが、どのようにお考えなのかというのが2つ目。

3つ目は、1つ目の質問と関連しますけれども、今回のものが、サンクションとの関係もあると思うのですが、他法令違反の場合にこちらでも違反になるかとか、こちらの新しい新法のほうが罰則が高いたとすれば、そういったところとの関係を連携できたほうがいいのではないかと、他法令違反との関係、重複がないのであればそれはないのかもしれませんが、その辺りのコメントをいただければと思います。

4つ目は18 ページ目です。これの対象とする考えのところに、隙間のない規制の2 ポツ目なのですが、基本的に規制に当たっては私権制限にならないようにというところの以下ですが、基本的に場所を特定する、エリアで制限するというような考えに見えるのですが、例えば面積の大きさとかというような条件はあるかもしれませんが、盛土を何かやるところの行為に対して規制するというような考えはないかというのを聞かせいただければと思います。

最後は、この新しいものに対しての遡及措置とか、その辺りの考えを聞かせていただければと思います。資料1－2に既に違反案件があったと思うのですが、やはり新法との関係は別で、今のもので対応するのかという辺りをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

質問については後でお答えいただければと思います。

続いては宮崎県、本日は小田さんが代理で出席されていると理解しておりますが、よろしいでしょうか。

○小田宮崎県危機管理統括監 小田でございます。

それでは、私のほうからは2点申し上げたいと思います。

1点目は、資料の19 ページでございます。9行目に「盛土等に係る安全基準は全国一律のものとし」という表現がございまして、これまで本県の知事あるいは全国知事会から要望しておりました「全国一律」という表現がここで配慮いただいているのかなと思っております。

ただ、その上ででございますけれども、同じページの18行目から地方公共団体が地域の実情に応じて安全基準の強化等の上乗せができるということで書かれておりますけれども、そもそもこの全国一律の基準規制をお願いした目的というのは、規制の弱い地域のほうに流れていってしまうということからでございます。もしもこういうふうにな乗せ条例を何でもかんでも認めてしまうということになりますと、果たしてその所期の目的が達成できるのかなという心配がございます。やはり条例による上乗せは必要としないような法制度が望ましいと思います。

ただ、地域の実情に応じて対応ということで申し上げますと、国のほうが安全基準を設定

されますが、先ほど委員のほうからもいろいろ話がございましたけれども、中で段階的に設定されるようなイメージもあるのですが、さらにそれよりも強化すべきような事例がある場合にといった、例えばですけれども、そういった具体的な要件なり基準といったものを明示した上で条例による上乘せが可能ということにならないのだろうかと思っております。1点目はそういうことでございます。

それから、2点目でございます。資料の21ページでございますが、いろいろ委員のほうからもお話に出ております新たな法制度の所管部局についてということでございます。素案を見させていただきましたが、都道府県のほうでこれから新たな法制度が施行された場合に、大きな事務が増えてくると捉えております。

ただ、これも新たな法制度がどういう制度設計になるかというところにかかってくるのかなと思っております。例えば新たな法制度が新しい法律によるものなのか、あるいは既存法の拡張によるものなのかといったこと。それから、新たな法制度ができた場合に、これも委員のほうからいろいろ御意見が出ていますけれども、既存の法制度との調整はどうするのだろうかといった制度設計によりまして、やや調整する負担が変わってくると思っています。新法をつくるということになれば、これは都道府県によって違いはあると思いますけれども、場合によっては新たな組織をつくらないといけないということも考えられると思っておりますし、それから、既存制度との調整がどうなるかによってやや複雑な事例が増えてきて、それは申請者にとっても、あるいは都道府県にとっても負担となる可能性もあります。この辺がやはりかかってくるのかなと思っておりますので、そこは明確にさせていただきたいなという思いがあります。

いずれにしても、新たな法制度の施行までに調整の期間というのが地方の側に十分必要かなと思っておりますので、国のほうからの情報共有についてはこれからも十分お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○中井座長　ありがとうございました。

続いて、山脇委員、お願いいたします。

○山脇委員　山脇でございます。

私からは1点でございます。

19ページの④責任の所在の明確化のところについてです。大規模な土地造成以外の盛土を考えると、多くは小規模な盛土になると思いますが、その場合、土地所有者というのは法制度にあまり通じていないような、善意の第三者的な人も多いのではないかと思います。そういった中で、19ページには、土地所有者等の責務を明確化するとありますが、土地所有者というのは本当にそういうことに耐えられるような人たちなのかなと。そうすると、次は当然のことながら実際に盛土をされている方々ということになるかと思いますが、そういった方々については、先日の業界ヒアリングを拝聴させていただいても、どういう人たちなのかなというのがはっきりと見えてきていない気がしております。

やはり実際にこういうことをやられる方々はどういうような業態の人たちなのかなというのを明確にしてあげる必要があるのではないかと思います。例えば廃棄物処理法でしたら、業許可というような形で許可制度になっていて、そういう人たちは明確になっています。もう一つは、私の所属する産業廃棄物処理事業振興財団でも産廃関係の人たちにいろいろな法制度を伝えるような活動をしてきておりますし、国のほうでも産業廃棄物処理業者の優良化を進められて、育成してきたところがございます、そういうものがかなり不法投棄の減少にも結びついているのではないかなと考えております。

そういう観点からすると、盛土をやられているような人たちをはっきりさせて、そういう人たちを今後育成していくというような観点も必要なのではないかなと1点だけ思ったところです。将来的な課題なのかもしれませんが、そういったことも考えていただけたらなと思いました。

以上でございます。

○中井座長　ありがとうございます。

それでは、勝見委員、お願いいたします。

○勝見委員　ありがとうございます。

今回、取りまとめ素案をありがとうございます。

その中で、私からは大きく2点コメントをさせていただきたいと思います。一つは土の利用の問題、もう一つは汚染土壌と廃棄物混じり土のことでございます。

まず1つ目、土の利用についてですけれども、今回、土は廃棄物とは異なるという前提で資源として取り扱っていただいているということでございます。今回、検討会の契機は、土石流災害ということでございますけれども、土の問題全体で考えたときは、規制をかけるということももちろん重要なのですけれども、うまく動かす、使いやすくすることが重要だということを併記いただいているという具合に理解をいたしました。その中で土が使われる場がちゃんとあるということも重要でありますし、それだけではなくて、土を出す側、使う側がうまく連携する。管轄を越えて土の取扱いの情報共有がなされる。あるいは、場合によっては土を受け入れる事業をより進めていくというようなことも大事なのだろうという具合に考えています。

連携が大事ということで、25 ページ目には、官民マッチングシステムというものを御紹介いただいています。私もつい先日、中身を勉強させていただきましたけれども、官官あるいは官官だけではなくて民官や官民のいろいろないい事例が出てきているようでございますけれども、まだまだ普及は十分ではないといったこともお聞きしております。この辺りをぜひ普及いただいて、管轄を越えて、そして、民の方も入りやすくしていただくような形で土の利用に関する情報共有を図っていただくということが大事です。

あと、インセンティブも大変重要だという具合に思っております。先日のヒアリングでもございましたけれども、発注者と受注者の関係性であるとか、あるいは契約上の制約ということで、有効利用のインセンティブが働きにくいということも想像できたところでご

ざいます。官民いずれの事業、それから、発注者、受注者、いずれの立場においても、土の適正な処分、利用のためのインセンティブがあるというような形にさせていただくことが大事なのではないかなということでコメントさせていただきます。

それから、大きな2つ目ですけれども、汚染土壌と廃棄物混じり土への対応ということでございます。これについては、この取りまとめ素案に2か所加筆修正をしていただけるとありがたいかなと思っております。

一つは、ページ番号で言うところの5ページ目の廃棄物混じり土と建設発生土の関係図でございます。真ん中に矢印がございまして、廃棄物を分別した土ということで、右から左に線が行っております。廃棄物混じり土を分別して土を再生するというので、私も以前勉強をさせていただいたことで、今でもしておりますけれども、それから、国土交通省のほうでは廃棄物混じり土の利用マニュアルというものもあります。こちら勉強させていただいたところでございますが、技術的に廃棄物混じり土を分別することは可能ではございますけれども、どうしても小さな廃棄物片が残ってしまうということがございますので、この国交省が10年前に作られましたマニュアルでは、廃棄物混じり土からの分別土は公共工事への利用に限るといった整理をされています。もちろんほかに使ってもいいのだろうとは思いますが、やはり小さな廃棄物片が残っていて、二次的な懸念をされてしまうようなことがあってはいけませんので、ここは矢印、廃棄物を分別した土というところに何かうまく文言を入れていただけるといいのかなと。例えば利用場所、用途を限定して利用といった文言を入れていただいて、一応制限はかけている。ただ、制限をかけることによって土の有効利用を妨げようとしているものではない。できるだけ利用する土を増やしてごみにする土を減らすという観点での整理だという具合に御理解をいただければと思います。

もう一か所加筆をお願いしたいところは最終ページでございまして、土壌汚染について今回言及いただいているということでございます。こちらの2行目から「汚染された土壌が盛土等に利用されることを防ぐことが重要であり」と書かれていますけれども、ここに「不適切」という言葉を入れていただけないかなと思います。「汚染された土壌が盛土等に不適切に利用されることを防ぐことが重要であり」ということでございます。土の中には、自然由来の重金属等を含むものがあって、地域によってはそれでいろいろお困りのところもあるということでもございます。今回、汚染土壌がこの自然由来の重金属等を含むかどうかというのは私も十分認識できていないところでございますが、もし含むということであれば、先般、環境省さんのほうで土壌汚染対策を改正されましたけれども、そのような自然由来の重金属等を含む土は適切に管理をしながら使っていけるという制度をつくっていただけたところでございます。日本にはそういう土がたくさんあるということで、適切に管理をしながら使うということであればいい。しかし、もちろん不適切は駄目だということで、そういうニュアンスを出していただけるといいのかなということでございます。

廃棄物混じり土も汚染土壌もいずれも有効利用を妨げる。それに対して、ネガティブに

ということではなくて、いろいろリスクも踏まえながらうまく使っていく。そして、前半の話とも関わりますけれども、土を使いやすくする、インセンティブを上げていくといったことをコメントさせていただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○中井座長 どうもありがとうございました。

今のお話と若干関連することでもございますので、本日御欠席の袖野委員からも御意見をいただいておりますので、ここで御紹介したいと思います。

読み上げさせていただきます。

資料2について、全体の方向性としては異論はありません。

1点、細かい点で恐縮ですが、建設リサイクル法での対応についても何か記述できることはないでしょうか。適切な土の処理という観点からは、その発生元である建設現場での対応が非常に重要です。今回の盛土問題においては、建設発生土の需要が供給を下回ると土が不要物となり、廃棄物と資源との間のグレーゾーンの存在になり得ることが背景にあると思います。コンクリートガラや廃木剤とは異なり、土は資材ではないとの制度上の整理かと思いますが、建設工事現場でできるだけ分別し、再資源化に努めるのは同じ構造であり、26ページに建設現場パトロールの強化とありますが、建設リサイクル法の説明会などにおいて建設発生土への対応の周知を図るなど、関係者への普及啓発において、建設リサイクル法との連携は効果的だと思いますので、御検討いただけますと幸いです。

以上、よろしく願いいたします。

以上が袖野委員からあらかじめ頂戴しておった御意見でございます。

ほかには委員の皆さんから御発言はございますでしょうか。

私からは、時間もございませんので短く1点だけ。

地方公共団体と割と一くくりに書いてあるところが多いのですが、都道府県と市町村の連携というのも現実的には非常に重要なと思いますので、これは2章の既存の試験な盛土対策のほうでも、恐らく新しいここで議論されている、あるいは提案されている法制度のほうでも、都道府県と市町村の連携というのもどこかに入れておいていただければと思いました。

以上でございます。

それでは、たくさんコメントや質問いただいておりますけれども、幾つか重要そうな質問もございましたので、事務局からできるだけ簡潔に要領よくお答えいただければと思います。

どちらからお答えいただけますか。

それでは、国交省の都市計画課長、お願いいたします。

○堤都市計画課長 まず、内田委員から、19ページの3行目から4行目、「地形・地質上危険度の高いエリアにおいて、それに応じた厳格な安全基準を設定」とありますが、この趣旨はどういうことかということですが、全国一律の基準をつくるということに変わりは

ございません。ただし、土地によっては斜度や地質、水を含む量に応じて危険度が変わってきますので、そうした状況に応じてそれぞれ必要となる基準を設定するということです。現行の宅地造成等規制法においてもそういう考え方で基準が設定されておりますので、それを参考に新制度においても基準を検討していくということになります。

それから、大関委員から5点ほど質問がございまして、まず今の法律との重複関係ということですが、これはこの中では明示しておりませんが、宅地造成等規制法を改正することで新制度にしたいと考えています。宅地造成等規制法がベースになりますので、法律の目的は盛土による災害の防止ということになります。森林法や農地法でも盛土について規制しておりますけれども、それぞれ森林法ですと森林の機能確保ですとか、農地法だと農地の保全ということで法目的が変わっておりますので、それらは引き続き残ることになります。なので、ざっくりと言えば重複はないということです。

2点目、罰則の検討状況についてですが、地方自治法上、条例による罰則の限界として、懲役2年、罰則100万という限界がありますが、それを超える形で罰則を措置できないかと今検討しているところであります。

3点目、サンクションについて。他法令違反の場合にこちらも違反になるのかということですが、1点目で申し上げたとおり他法令との重複はないということです、それは考えておりません。

4点目、18ページの24行目以降で、過度な私権制限とならないようとありますが、我々はこの新しい仕組みを考えるとときに隙間なく規制をするということで検討しているわけですが、国土の隅々、国土全域について規制するということになると、それは過度な私権制限になるだろうということで、まずは地方公共団体が区域を指定するところから規制をスタートしたいと考えております。先ほどの御発言は行為に対して規制することがあるのではないかとしたことでしたけれども、まず区域指定ありきということで考えております。

5点目、遡及適用の関係ということですが、これは15ページに関連する事項を書いてございます。1行目から3行目にかけて、「既存の盛土についても是正命令や行政代執行等による対応が可能となるよう法制度を整備する必要がある」とありますが、こういう考え方です。先ほど申し上げましたとおり、区域を指定した上で規制をしていくわけですが、区域の指定前に行われた盛土であっても危険なものは是正すべきです。

したがって、区域の指定前後にかかわらず、是正命令が出せるような仕組みにしたいと考えております。

あとは、柚木先生から条例との関係の御質問をいただきましたが、今の各自治体で定めている条例の構成は様々ですので、一概には申し上げられないのですが、盛土による災害防止を目的としている条例であれば、今回、新制度によって人家のあるところにはおよそ区域を指定できるようになりますので、実質的に必要はなくなると思います。ただ、条例によってはそれ以外の目的、例えば自然環境の保護とか水質汚濁の防止、土壌汚染の防止

のような目的を持っている条例もありますので、そういう部分を条例が持っているならば、その部分に限っては存在意義が残るのではないかと考えています。

○中井座長 ありがとうございます。

大関委員、取りあえずは今のようなお答えがございましたので、御質問があればまた後ほどでもお尋ねいただければと思います。

そのほか、事務局のほうから。

どうぞ。

○鎌原建設業課長 国交省の建設業課でございます。

いろいろと御指摘をいただきました。

まず櫻井先生から、発注者の取組について、国が率先してではなく、国も民間もというようにことであるべきではないかというようなこと、また、特に 24 ページでございますが、民間工事の発注者につきまして、トップランナーの大手にはきちんと責任を果たしていただきたいというような御趣旨の御指摘をいただきました。

現状、民間工事の発注者に対しましては、費用負担の理解と協力を要請するですとか、あるいは、実はその前のページで建設工事の現場に再生資源利用促進計画の掲示を新たに義務づけると。この中には明記してございませませんが、この現場の掲示の義務づけに際しては、現状、発注者名を書くことは必ずしも求めていないのですが、発注者の名前も記載をさせると記載していただくというようなことも含めて、発注者の意識を高めていただくようなことは検討してございましたけれども、御指摘を踏まえまして、さらに民間の発注者の方にも認識を高めてもらう。そして、これまで以上に積極的な役割を果たしていただくということで、御指摘を踏まえまして、内容の充実についてしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

以上が 1 つ目です。

それから、内田委員、勝見委員から、工事間の利用も非常に重要な取組であるというようなことの御指摘をいただきました。

内田委員の御指摘の中にありました、公共の側で一旦土を置いていく場所の確保ということができかどうかということにつきましては、私の方からはここではコメントを差し控えさせていただきますけれども、私が日頃建設業界の方から聞いておりますことの一つとして、どこに持っていけばいいのかということについてリストなどがあると大変助かるというような声を聞いてございますので、今回の新たな法制度の中で、新たな許可地がリストとして公表されるというようなことには大変期待しているところであります。

また、勝見委員の御指摘の中にもございましたが、官民マッチングシステムの普及や、現場側の対応としまして、どれだけリサイクル材といいますか、建設現場から発生した土砂をさらに別の現場で使っていただく、出す側と利用する側できちんとした計画を作っていただく。その対象を今回拡大するというようなことも考えてございますので、そういったことで、工事間の利用というものは積極的に推進をしていきたいと思っております。

それから、武山委員から、23 ページの（４）でございますが、発生源対策が非常に重要ということで、今「搬出先の明確化」となっておりますタイトルにつきまして、もう少しポイントだということが分かるような形に修正したらどうかというような御指摘をいただきました。全体の構成に関わる話でもございますので、別途取りまとめをしている部署とも調整などをさせていただきたいと考えてございます。

それから、袖野委員から御質問も含めていただいております。建設リサイクル法での対応というものを提言の中に記述できないかというような御質問でございました。

建設リサイクル法では、建設資材が廃棄物となったものを規制対象としてございまして、そういう意味で、土砂そのものを建設リサイクル法の枠組みの中に直接盛り込むというようなことは困難ではないかと考えてございますけれども、ただ、袖野委員からの御指摘の趣旨であります、搬出先を適正にするといういわゆる規制の強化の部分と、あとは有効利用の促進と、この両方が大事なのだと、分別も含めて大事なのだということにつきまして、私どもも全くそのように考えてございますので、そういった趣旨を提言の中にもどのように分かるように書いていけるかどうかというようなことですか、これも御指摘ございました、建設リサイクル法に基づくいろいろな手続の場面で建設発生土への対応の周知を図るというようなことも大変重要な御指摘をいただいたと考えてございますので、ここにつきましても、こういったことができるかさらに検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中井座長 事務局、どうぞ。

○堤都市計画課長 先ほどの件に関して１点だけ漏れてしまいました。

宮崎県さんから、19 ページの、条例による安全基準を強化するというくだりに関して、全国一律でやるべきではないかというような御意見がございましたけれども、今回、新制度によってしっかりとした基準をまずはつくります。その上で、地域によっては特殊事情があって、地質の状況や過去に崩落が起きたといった事情もあると思いますので、そういった場合には、限定的な事例になると思いますが、多少の上乗せがあってもいいのではないかと事務局としては考えているところです。

以上です。

○中井座長 ありがとうございます。

ほかには事務局のほうから何か御発言ありますか。

どうぞ。

○盛谷社会資本整備政策課長 大原委員から、全体に関わる話として時間軸の話があったかと思います。短期なのか長期なのかということで、取組の実行に移すまでの時間軸の話があったかと思いますが、今回の取りまとめはまだ案ですけれども、ここに整理させていただいておりますのは、基本的には検討課題というようなニュアンスの話もあるかもしれませんが、基本的にやっていく覚悟でおりますので、人の命に関わるものでもありますの

で、順次、施行に移していくということで調整をし、やっていきたいと考えてございます。そうした意味では、あまり長期にわたって検討をやっていくつもりはなくて、順次環境が整い次第すぐに動いていくということでございます。

取組状況は、一部書いておりますけれども、関係省庁でも連絡会議という枠組みもございますので、その中できちんと省庁間で協議をし、チェックをし、やっていくということでございます。

以上でございます。

○中井座長 この取りまとめについては基本的には全て短期であるということです。その上で、中期的な課題を書く、書かないというのはあるかなとは思いますが、少なくとも本日の資料は全て短期の目線で行っていくべきものという位置づけという御発言だったかと思います。

それでは、資源エネルギー庁さん、御発言がございますでしょうか。

○資源エネルギー庁 資源エネルギー庁でございます。

本日の御議論の中で、幾つか太陽光について言及がございましたけれども、少し補足をさせていただきますと、熱海の崩落と太陽光パネルについては、今のところ、調査において関係があるということはまだ言われていないと認識しております。

また、そのほかにも太陽光パネルと盛土災害の関係というのは、私どもは科学的に関連づけられたものは承知していない状況でありますので、太陽光について盛土災害と関係があるような印象を惹起するようなことがないように留意する必要があるだろうと考えております。

もう一つ、参考として申し上げますと、再エネ特措法では関係法令遵守ということが認定基準の中で規定されておりますので、認定を受けた発電事業について、森林法や宅地造成等規制法といった関係法令の違反がもしあれば、再エネ特措法でも連動して対応するという事となっております。既に再エネ特措法の中ではそういった措置が担保されているところでございます。

以上、補足でございます。

○中井座長 どうもありがとうございました。

それでは、中島委員から御発言の希望がございます。手短にお願いできますでしょうか。

○中島委員 申し訳ありません。

安全基準の話がこれから重要になってくると思うのですが、全国一律の安全基準をつくるということは非常によかったと思うのですが、基準そのものの表現が曖昧だったり、あるいは現場で適用するときに裁量が発生するような形になると、これはまた問題が発生する可能性があったり、あるいは自治体の事務の負担が増えたりというようなことになる可能性があると思いますから、できるだけそういったことのないように、できれば自治体の方も安全基準決定の前に意見交換をするなどして、よりよいものをつくっていただけたらなと思います。

以上です。

○中井座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、最後に御発言はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は非常に活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。

予定していた時間を超過いたしております。私の進行の不手際、おわびをいたします。

それでは、最後に議題3「その他」ですけれども、事務局よりこちらも手短に御説明をお願いいたします。

○横山参事官 事務局でございます。

手短に、資料3の御確認でございます。今日までで第3回やっていただきました。事務的には御案内いたしておるかと思えますけれども、第4回は20日に予定してございまして、今日、御質問にはある程度お答えいたしましたけれども、前向きな御意見をいただいて、報告書に書き込むのか、報告書を踏まえてこうやっていけという部分もあったので、どこまで書き込むかも含めて調整させていただいて、第4回にまたとりまとめ案をお示しさせていただきたいと思っております。ここで御審議いただいて、また御意見をいただくとしますので、その日に公表できるか、その御意見を踏まえてまた修正して公表するか、またその場で御相談しながらということになると思えますけれども、20日はまたよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中井座長 ありがとうございました。

それでは、これで本日の議事は終了とさせていただきます。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

○横山参事官 座長、ありがとうございました。

次回は、先ほど申し上げたように20日でございますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長くなりまして、ありがとうございました。

以上でございます。